

○ 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が定めるよう努めるものとされている教育の振興のための基本的な計画

## 学校教育（学校内）



### 「夢と希望に満ちた未来の実現」に向け、果敢に挑戦できる子どもを育む

※岐阜市教育大綱

## 社会教育（学校外）



### 生きがいを見つけ、人生を豊かに 幸せに生きる人々が溢れるまちへ

第一編（理念・重点）

子どもも大人も輝く岐阜市



### 次代の担い手を育む「教師の専門性の確立と尊重」

⇒ 子どもと向き合う時間の確保／人的・物的サポート

教育の担い手  
現在・未来の担い手  
地域の教育者

### 現在と未来の担い手の「響き合いによる“学びの循環”」

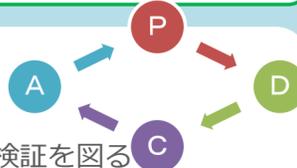
⇒ すべての大人が地域の教育者

取り組みの推進にあたって

- ・ 教育に係る取り組みが求められる場面や局面を念頭に置いた取り組みの推進
    - コモン・・・すべての人が等しく享受することができる場面や局面
    - チャレンジ・サポート・・・成し遂げるのが難しいと思われる事柄にあえて立ち向かったり、前を向いて一歩踏み出したかったり、困ったり悩んだりして何らかの支えが必要だったりする場面や局面
  - ⇒ 以上の区分に基づいた基本的方向性の設定
- ※コモン（英 common）：（複数のものに）共通の、共有の、広く行きわたった、一般的な



- ・ 既に効果が実証された手法を活用したり、参考にするよう努めるとともに、PDCAサイクルの考え方にに基づき推進
  - ⇒ 目標達成度を直接的又は間接的に測定するための指標の設定に努める
  - ⇒ アンケートやヒアリングなどによる質的評価に基づく立案・改善・効果検証を図る
  - ・ 評価は、事務の点検及び評価の機会を活用して、第三者の知見を反映させながら客観的に実施
- ※PDCAサイクル：Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、取り組みを継続的に改善



## 基本的方向性1 全ての子どもたちに将来社会を生きる力を培う教育

コモン

- ▼目標1：確かな学力の育成 基礎的な知識や技能（コンテンツ）を身につけるとともに理解の質を向上させ、学びに向かう力（パッション）や思考力・創造力（スキル）などを含む、確かな学力の育成を図る。
- ▼目標2：豊かな心、健やかな体の育成 子どもが、変化の激しい時代を生き、生涯にわたって継続して学び続けていくため、豊かな心、健やかな体の育成を図る。
- ▼目標3：グローバル社会を生きる力の伸長 創造力にあふれた人材を育むためのツールの一つとして、プログラミングを効果的に活用するなどして、グローバル社会を生きる力の伸長を図る。
- ▼目標4：地域や家庭とともに歩む教育の推進 学校での学びと社会との接続を意識するとともに、学校教育が学校の中だけで完結するものではないことを念頭に置きながら、地域や家庭とともに歩む教育の推進を図る。
- ▼目標5：幼児教育の推進 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にししながら、小学校への接続を円滑にしていくための研究や成果の周知などにより、幼児教育の推進を図る。
- ▼目標6：学校マネジメント力を発揮できる体制の構築 学校の中核となる人材の育成や、リーダーが活躍できる環境の整備により、学校マネジメント力を発揮できる体制の構築を図る。
- ▼目標7：学校安全の推進 家庭や地域とも連携を図りながら、子どもの安全の確保を保障するため学校安全の推進を図る。
- ▼目標8：放課後の居場所の確保と魅力の向上 放課後等を安全・安心に過ごすとともに、全ての子どもが多様な体験・活動を行うことができるよう、地域の参画を得ながら、安全・安心な放課後の居場所の確保と魅力の向上を図る。



## 基本的方向性2 子どもたちの多様な個性や能力を肯定し活かす教育

チャレンジ・サポート

- ▼目標9：才能の芽を見出し伸ばす教育の推進 子どもたちが多様な個性や能力を開花・伸長できるよう、環境を整えることで才能の芽を見出し伸ばす教育の推進を図る。
- ▼目標10：特別支援教育の推進 障がいのある子どもについて、一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進を図る。
- ▼目標11：学びのセーフティネットの構築 いじめ、不登校、非行など学習や生活に困難を有する子どもなどに対して、エールぎふや関係機関と連携しながら支援することなどにより、学びのセーフティネットの構築を図る。

## 基本的方向性3

### 全ての人が生涯を通じて学びやスポーツを楽しむための教育

コモン

- ▼目標12：人が集う文化や情報の拠点化の推進 公民館や図書館、科学館、歴史博物館が社会教育を担う場の中核として、それぞれの機能や特性を磨き高めることで、人が集う文化や情報の拠点化の推進を図る。
- ▼目標13：郷土資源の魅力の向上 郷土の伝統・文化・自然などに新たな価値づけや意味づけを行いそれらを磨き上げるとともに、将来世代に確かな形として引き継いでいくことを通じて郷土資源の魅力の向上を図る。
- ▼目標14：スポーツを身近に感じられる取り組みの推進や環境の整備 スポーツ活動の担い手づくり、施設の機能充実などスポーツ環境の整備を行うとともに、体育施設の利用促進やサービスの向上を目指して、管理・運営の体制強化を推進しスポーツを身近に感じられる取り組みの推進や環境の整備を図る。

## 基本的方向性4

### 子どもから大人まで生涯を通じて果敢に挑戦し、多様な生き方をするための教育

チャレンジ・サポート

- ▼目標15：「やってみよう！」「やってみよう！」に応える機会の充実 体験を重視した様々な取り組みにより、市民の皆さんの「やってみよう！」や「やってみよう！」に応える機会の充実を図る。
- ▼目標16：輝く個性を広め支援する取り組みの推進 スポーツや文化芸術分野における活躍を応援し、広く市民の皆さんに伝えるとともに、本人の技術や競技力の向上に向けた取り組みにかかる金銭的負担を軽減するなどして、輝く個性を広め支援する取り組みの推進を図る。
- ▼目標17：青少年の居場所作りや社会との接点を保つ取り組みの推進 青少年会館を核として、エールぎふとの連携を強化するなどして、社会的自立支援に向けた青少年の居場所作りや社会との接点を保つ取り組みの推進を図る。

第一編（4つの基本的方向性とそれぞれの目標）